

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 所得税特別減税は2月分の給料で

Q: 所得税の特別減税が行われることになったようですが、どのような方法で実施されるのでしょうか。

A: サラリーマンの場合は、2月分の給料で、本人1万8千円、扶養親族等1人当たり9千円を定額として、減税額が控除されます。

#### 【解説】

急きょ実施されることになった「10年分所得税特別減税」は、これまでの特別減税で行われた「定率方式」ではなく、「定額方式」で行われます。したがって、配偶者や複数の扶養親族を有する層に手厚い措置となっているのが特徴です。

具体的には、納税者本人が1万8千円（住民税8千円）、控除対象配偶者又は扶養親族1人当たり9千円（住民税4千円）を定額として、給与所得者の場合、平成10年2月1日以後最初に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から、各人の特別減税相当額が控除されます。2月分において控除しきれない場合は、3月、4月とその後の源泉徴収で減税額に達するまで控除することになります。

なお、個人事業者の場合は、平成10年分所得税の第1期分（7月）予定納税額で控除され、控除不足分は第2期分（11月）予定納税額等で調整を行うことになります。

また、住民税については、平成10年7月から平成11年5月までの11カ月間で均等に減税額が控除されます。

